

## 総 説

# インクルーシブ保育に関わる制度・政策及び 保育者の意識・専門性をめぐる現状と課題

——障害児と家族の生きづらさ解消の観点から——

Current Status and Issues Related to Systems, Policies on  
Inclusive Childcare and the Awareness, Expertise of Childcare Worker:  
From the Perspective on Eliminating Difficulties of Living for Children with  
Disabilities and their Families

直 島 正 樹

キーワード インクルージョン、障害児と家族の生きづらさ、インクルーシブ保育に関わる制度・  
政策、インクルーシブ保育実践に関わる保育者の意識・専門性

## 問 題 の 所 在

近年、社会福祉（保育）・教育等、多くの分野でインクルージョン（inclusion）理念が注目されている。これはノーマライゼーションを大きく発展させた理念で、さまざまな見解・捉え方がある。その一つとして、堀（2014: 2）の見解を踏まえた「子どもは一人ひとりユニークな存在であり、違うことが当たり前である点を前提として、すべての子どもを包み込む保育・教育等におけるシステムのなかで、個々の特別なニーズに応じた支援を保障しようとする考え方」（直島、2022: 8）という捉え方が挙げられる<sup>1)</sup>。従来、日本の保育現場では、インテグレーション（integration）理念に基づく統合保育が主流であったが、昨今は、このインクルージョン理念に基づくインクルーシブ保育の重要

性が指摘されている。

しかし、実際の保育現場において、インクルーシブ保育が実質的に進められているとは言い難いのが現状である。それは、社会全体におけるインクルージョン理念の浸透が不十分な点が一因と考えられる。たとえば、障害を理由に保育所利用に関わる対応の順番を後回しにするケースがあったり、社会のなかで障害等への差別・偏見が根強く残っていたりする等、未だにセグリゲーション（segregation／隔離・分離）の状態が払拭できていない部分がある。佐藤（2019: 30）が行った市民意識調査（障害当事者も含む）の結果をみても、地域生活の場面や社会参加の機会に障害に根ざした差別を体験した障害当事者が約6割に及ぶことが示されている。このような状況は、障害児とその保護者を含めた家族の生きづらさをより一層助長し、共生社会構築への大きな妨げになると考えられ

る。

前述の通り、かつての保育現場では統合保育が主流であり、それに影響し、十分な成果を上げる上で整備すべきものの一つに制度的要因が挙げられる（園山・由岐中，2000: 62）。これはインクルーシブ保育においても同様と考えられる。櫻井（2015: 53-54）は、近年の日本における障害児保育（福祉）・教育に関わる制度・政策の大きな変化について、国連「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）の採択（2006年）以後の、障害者差別禁止（ノーマライゼーション）やインクルーシブ（社会的包容）な福祉（保育）・教育の実現を求める国際的な流れとの整合性を担保するために起こっていると述べている。つまり、障害者権利条約の趣旨に沿った形で、日本の福祉（保育）・教育関連制度・政策変化が進められていることを意味している。このような点を鑑みると、保育現場におけるインクルーシブ保育の推進・実質的展開には関連制度・政策が大きく関わり、その現状・課題を明らかにする必要がある。

このインクルーシブ保育に関わる制度・政策のあり方に加え、より効果的な実践の展開には、保育者の意識・専門性も大きく問われる。すべての子どもの豊かな発達保障には、地域・保育所の違いや障害診断の有無等にかかわらず、個々に合わせた丁寧できめ細やかな支援・指導等が必要で、子どもにはそれらを受ける権利がある（本荘，2013: 63）。この権利保障のために、インクルーシブ保育の推進が求められる（韓ほか，2015: 10）。

幼児期は親や保育者の生活態度・言動を模倣したり、そのまま自分の行動に取り入れたりする傾向が強い時期である。したがって、保育者の応答の仕方が幼児の意欲・態度、心の豊かさ等を育てる上で重要な役割を果たす（林，2016:

248）。保育者は、このような意識に加え、「インクルーシブ保育において、子どもの子育て環境を支えるのは保護者の子育て力」であることから、「子ども、保護者、それを取り巻く環境をエンパワメントしながらインクルーシブ保育を実現させなければ、その先のインクルーシブ教育に繋がらない」（園田，2019: 62-63）という、子ども家庭全体を視野に入れた幅広い考えを持つことも必要である。

インクルージョンの持つ本来の意味から考えると、インクルーシブ保育は障害児に限定して行う保育ではないことが理解できる。この点について浜谷（2021: 8-9）は、日本ではインクルーシブ保育という言葉は、障害等の特別な支援を必要とする子どもを含んだ保育について論じる時に使われることが多いが、それは、この用語が本来担うべき意味の一部に焦点を当てているだけに過ぎないと指摘している。その上で、より正確には、すべての子どもが排除されることのない保育、言い換えれば、すべての子どもにとって公正で開かれ自由で民主的な保育こそ、インクルーシブ保育という言葉が担うべき意味であると述べている。

このような点を踏まえた上で、障害等への差別・偏見も障害児や家族等の生きづらさを助長する一要因と考え、その生きづらさ解消の観点から、共生社会構築に向けたインクルーシブ保育のあり方の提示を目指していく。本稿は、その研究の一環として、日本のインクルーシブ保育に関わる制度・政策及び保育者の意識・専門性について、障害児と家族の生きづらさ解消との関連性から現状・課題を整理する。その上で、今後の共生社会構築に向けたインクルーシブ保育実践に関して、一つのあり方の提示に向けた一助としたい。

## 1. インクルーシブ保育に関わる 制度・政策の現状

### (1) 日本におけるインクルーシブ保育に関わる 制度・政策の展開

保育所における障害児保育は、1973年の中央福祉審議会「当面推進すべき児童福祉対策について」（中間答申）において、健常児と障害児が共に保育を受ける点が言及されたこと等を受け、1974年に厚生省（現：厚生労働省）から通知「障害児保育事業実施要綱」が提出される運びとなった。これを契機に、保育所における障害児保育が国の制度として推進・支援されていった。養護学校義務化（1979年）以前の、中重度の障害児は就学猶予や就学免除の名目で学校教育から排除され、学校教育を受ける権利さえ行使できなかった時代に、「軽度の障害」という限定と、全国でも数少ない指定園での試みであったとはいえ、「保育を受ける権利」を保障していこうとする動きは画期的であった（市川・仲本，2021 a: 32）。

「障害児保育事業実施要綱」には、市町村を実施主体として、その事業に国と都道府県が補助を行うこと等が明記されていた。以後、各自治体でも国の規定（通知）に基づいて要綱が制定され、国からの補助金を受給しながら障害児保育が進められることとなった。1978年には、通知「保育所における障害児の受け入れについて」により、障害児の障害程度の変更（「軽度」から「中度」まで）や、障害児保育実施園の拡大（当初の指定園以外の保育所にも対象範囲が広がる）等、より多くの障害児が利用できるよう改善が図られた。この保育所における障害児保育事業<sup>2)</sup>は、障害のある子どもとない子どもが共に保育を受ける統合保育の形態が採られて

おり、今日のインクルーシブ保育の源流となっている（田中，2020 a: 41）。

1994年には、ユネスコとスペイン政府共同開催の「特別なニーズ教育に関する世界教育会議」において「サラマンカ宣言」（Salamanca Statement）が採択され、インクルージョンやインクルーシブ教育の国際的認識が高まり、これを契機として日本でもさまざまな制度・政策が展開されていくことになった。2006年には障害者差別禁止をうたう国連「障害者権利条約」が採択され、日本は2007年に署名し、批准に向けて関連制度・政策の改正が進められた。その内容として、障害者基本法の抜本改正（2011年）をはじめ、児童福祉法改正等による障害児施設的大幅な再編（2012年）、障害者総合支援法施行（2013年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）制定・施行（2013年・2016年）、発達障害者支援法改正（2016年）等が挙げられる。2014年には障害者権利条約を日本も批准・発効し、ノーマライゼーション、インクルージョンが法的にも強く求められるようになる（櫻井，2015: 57）と同時に、共生社会の実現に向けて、障害者の権利保障に向けた取り組みが一層強化されることとなった（清水，2016: 36）。

### (2) インクルーシブ保育実践の基盤となる主な 制度・政策

インクルーシブ保育は、国際的な枠組みを踏まえて進めることを求める。その基盤となる法令が日本国憲法である。国内最高法規である日本国憲法においては、全国民の法の下での平等と、教育を受ける権利が保障されている。これは、障害のある子どもも同様である。その上で、①児童の権利に関する条約や②障害者権利条約等の条約によって、障害児等の権利を保障

する仕組みとなっている（田中，2020 b: 46）。日本は、すでに①②の条約を批准しており、①は子ども全般に通ずる権利を規定しつつ、障害児固有の規定を設け、②は障害者全般に通ずる権利を規定しつつ、子ども固有の権利を規定している（山縣，2020: 154-156）。このような仕組み・特性を基に、障害児をはじめ、すべての子どもの権利保障の社会システム構築・整備を目指している。

批准した条約（国際法）に基づき、すべての子どもの権利保障の社会システム構築・整備を目指す以上、国内法の整備が求められる。「共生社会」や「インクルージョン」等をキーワードに、その流れのなかで進められたのが、前述の障害者基本法抜本的改正、障害者差別解消法制定・施行等である。杉山（2014: 194）は、「現在、日本の障害差別禁止法理は、障害者基本法、障害者差別解消法そして障害者雇用促進法の三法によって構成されている」と述べている。ここから、障害者権利条約の精神を踏まえた障害者基本法、障害者差別解消法は、障害等への差別・偏見解消、インクルーシブ保育の実質的展開に関わる中心的な制度・政策であることが理解できる。

その他、インクルーシブ保育に関わる制度・政策として、教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、こども基本法（2023年4月施行予定）等の法律が該当する。さらに、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等、具体的に施設や職員に関わる基準等を示した政省令や、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例<sup>3)</sup>等、各自治体独自の差別禁止条例等も含まれる。ただし、「インクルーシブ保育」の用語自体の定義が曖昧な点もあり、「インクルーシブ保育に関わる制度・政策の体

系」が確立しているとは言い難いのが現状である。

### (3) 障害等への差別・偏見解消に関わる主な制度・政策の概要と意義

#### 1) 障害者権利条約の概要・意義

障害者権利条約は全文と条文（50条）からなり、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利実現に向けた措置等が規定されている（清水，2016: 36）。その特徴は、障害者観の転換、新しい概念の導入、二重の意味での混成条約（自由権と社会権の混成、人権と開発の混成）、障害者の策定過程・実施過程への参加等の点で整理されているところにある（川島・東，2012: 13-36）。

本条約の主な意義として、①権利条約の一般原則として、障害者個々の差異と多様性を人間が持つ尊厳として社会の側が尊重し、受け入れるインクルーシブな社会の実現を求めている他、②障害を理由に差別されないことを原則とし、過度の負担を課すものでない限り、障害者が特定の場合に必要な変更や調整による合理的配慮を提供しない場合には差別になるという新たな差別の概念を取り入れている点等が挙げられる（金，2013: 17）。

この「合理的配慮」（reasonable accommodation）は、本条約において特に重要視されている考え方で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」（第2条）と定義されている。つまり、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び

調整」が「合理的配慮」で、さらに「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と示し、すべて提供する必要はなく、「過度の負担」という上限を定めている（平，2018: 181）。また、「合理的配慮の否定も障害に基づく差別である」と定義されたこと（第2条）について、障害者が権利を行使できない環境に置かれている場合、個々の状況に応じて環境の改善・調整の必要があり、それを怠った場合、差別として位置づけられる点は重要といえる（小澤，2018: 445）。

## 2) 障害者基本法の概要・意義

障害者基本法は、基本的人権の尊重、共生社会実現に向けて、障害者の自立及び社会参加支援等のための施策を総合的・計画的に推進すること等を目的とする。元々は、心身障害者対策基本法（1970年制定）が土台となっており、1993年の改正で現在の名称となった後、2004年、2011年と2度にわたる改正が行われた。

2004年の改正では、アメリカの「障害をもつアメリカ人法」（ADA法／1990年制定）等、諸外国における障害者の人権・権利、障害差別禁止に関わる法律制定・施行を受け、基本原則のなかに「差別の禁止」規定が盛り込まれた（第4条）。この点について池原（2012: 54）は、この法律が「国や自治体の障害者施策の基本を定める法律から障害のある人の権利を定める法律へと脱皮していく萌芽を示すものであった」と述べている。その上で、2011年の改正において、その方向性をさらに強め、医学モデルを脱却して社会モデル<sup>4)</sup>への転換を目指すと共に、障害の定義や障害者差別に関わる基本的な基準を定めた旨を指摘している。

法律において障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心

身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義される（第2条1項）。ここでは、障害者の日常生活や社会生活上の困難さは、機能障害・能力低下から生じるわけではなく、社会的障壁（「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」（第2条2項））に起因することが明確に示されている。中井（2017: 99）は、以前の医学モデルの考え方に基づくと、障害者がいかに異なる待遇を受けても、その原因を個人の機能障害や能力低下とする考え方では、社会のありようが差別的であったとしても差別とはならないと指摘した上で、社会モデルの考え方に立って初めて、社会のありようによる差別という問題がみえてくると述べている。

社会的障壁の除去に向けて、その実施に伴う負担が過重でない場合、障害者権利条約に明記する合理的配慮を行わなければならないと規定されている（第4条2項）。つまり、社会的障壁除去のために必要な合理的配慮を実施しないことは差別になるということである。これまで諸外国でつくられてきた障害者差別禁止に関わる法律や、障害者権利条約において、合理的配慮は本質的な要素の一つとされてきたもので、国際的にみると目新しい概念ではないが、初めて日本の法律のなかに定められたことは画期的な意義がある（池原，2012: 57）。

## 3) 障害者差別解消法の概要・意義

障害者差別解消法は、障害者基本法に規定する基本原則の一つ「差別の禁止」（第4条）が具現化されたものである。つまり、理念法であ

る障害者基本法に対し、この法律は実定法と位置づけられる。「障害者」の定義は、障害者基本法と同様である。法律の制定に際しては、障がい者制度改革推進会議差別禁止部会（障がい者制度改革推進会議の下部組織；以下、差別禁止部会<sup>5)</sup>）において、法制定の必要性・有効性等について議論が進められた。差別禁止部会の中間整理（障がい者制度改革推進会議差別禁止部会、2012: 2）では、「憲法の差別禁止条項は基本的には私人間を問題にしないという枠組みとなっており、差別の防止や救済が困難で」、同時に「障害者基本法の差別禁止規定は理念であり、裁判規範性が弱く救済手続もない」ことが指摘されている。このように、それまでの日本の法制度では、障害差別禁止に具体的かつ十分な対応ができないとの考えから、制定に至った経緯がある。

この法律には、障害を理由とする差別のない共生社会実現（第1条）を目指し、差別の禁止に加え、社会的障壁除去のための合理的配慮義務が規定されている。差別の禁止について、行政機関等と事業者には、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と、障害者に対する「合理的配慮」の提供義務が定められている（第7・8条）。従来、行政機関等はいずれの義務も法的義務とされ、事業者は不当な差別的取扱いの禁止が法的義務、合理的配慮の提供義務は努力義務であった。2021年の改正障害者差別解消法の公布により、事業者による合理的配慮の提供義務も法的義務となった（施行は公布から3年以内の予定）。

「不当な差別的取扱い」同様、「合理的配慮の不提供」は差別とされ、これが設けられた背景には、障害者基本法が障害者権利条約を踏まえ、「合理的配慮」を特に規定したことが挙げられる。すなわち、社会モデルの考え方に基

き、障害者権利条約の合理的配慮の趣旨を踏まえて「合理的配慮の不提供」が差別として規定された（障害者差別解消法解説編集委員会、2014: 80-81）。

## 2. インクルーシブ保育に関わる 制度・政策の課題

### (1) 障害者基本法と障害者差別解消法の関係・ 運用に関わる課題

元来、差別自体は日本国憲法（第14条）で禁止されており、これを具現化する形で障害者差別解消法の差別禁止条項を理解できるとの見解があった。ただし、前述の差別禁止部会での議論等も踏まえ、最終的には障害者基本法が障害者差別解消法の上位法として置かれている。これについて杉山（2014: 205-206）は、憲法（第14条1項）に基づく差別救済は福祉政策と異なり、国の政治的状況に左右されないが、法律である障害者基本法は、政治的・時代的状況に応じて改正されると述べている。そして、本来憲法から直接導き出されるはずの障害者差別解消法に、上位法としてあえて障害者基本法を置くことで、結果的に「障害差別禁止」という規範命題がその時々々の政治的・時代的状況に左右される「差別解消措置」にならないよう、慎重な法運用の必要性を指摘している。

崔（2022: 57）は、障害者差別解消法改正を受けて、関連国内法の整備、特に障害者基本法についても同時に見直しを進める必要性を指摘している。その上で、実効性のある紛争解決の仕組みとして、国内人権機関設置も見据えた取り組み、他分野の市民社会組織の横断的連携も求められると述べている。

現実に制度・政策の対象となり、生活上、大きな影響を受けるのは障害児や、保護者を含む

家族等である。インクルーシブ保育に関わる制度・政策の体系が確立していないなか、当事者の生活を阻害することなく生きづらさ解消につながるよう、実際の法運用や実効性のある紛争解決の仕組み等のあり方は重要になってくる。

## (2) 「差別」の類型・定義に関わる課題

障害者権利条約において、「障害に基づく差別」が定義され、合理的配慮を含むあらゆる差別の禁止を締約国に求めている（第2条）。差別の類型について、本条約（第5条）の解釈をまとめた一般的意見第6号では、直接差別（関連差別を含む）、間接差別、合理的配慮の否定（合理的配慮の不提供）、ハラスメントとなっている（障害保健福祉研究情報システム，2018: 6-8）。これに加えて、諸外国の立法例を踏まえる形で差別禁止部会において検討が行われ、「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」（障害者政策委員会差別禁止部会，2012: 4-5）では、直接差別、間接差別、関連差別、合理的配慮の不提供が差別の類型とされている<sup>6)</sup>。前述の通り、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別として禁じているが、同法上に具体的な差別の定義はない。また、「不当な差別的取扱い」には直接差別を明確に含んでいるものの、間接差別や関連差別を含むかどうかについては、今後の対応に委ねられているのが現状である（川島，2021: 37）。

このような点について、日本弁護士連合会（2019: 7）は、「障害者差別禁止法制の見直しを求める意見書」のなかで、障害者差別解消法に「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が差別の2類型であることを明らかにするような「差別」の定義規定を置く必要性を指摘している。同時に、「不当な差別的取扱い」

に関しては、これに間接差別及び関連差別が含まれることが明確となるよう定義すべきであると述べている。

この指摘等を受けて、「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見」（障害者政策委員会，2020: 5-6）では、①差別の概念や類型化にはさまざまな考え方があり、解釈の違いによる混乱も予想されること、②差別の概念は社会情勢等に応じて変化し得るもので、そのような変化に伴い迅速に法律の見直しを行うのは困難な面があること、③間接差別、関連差別等の差別類型については、これまで一定程度の差別的取扱いに関する事案が蓄積されているものの、各類型にどのような事例が該当するのか、未だ明確ではないこと等の課題を述べている。それらを踏まえつつ、法律で差別の定義・概念の明確化を図ることが、最も差別の解消に資すると考えられるため、障害者差別解消法で差別の定義を設けること等が望ましく、たとえば、基本方針等において、どのような対応が可能かについて検討を行うべきであるとしている。佐藤（2021: 77）も、改正障害者差別解消法でも差別の定義規定が設けられなかった点は課題とした上で、基本方針において、間接差別、関連差別等を盛り込めるかが焦点になると述べている。障害児や家族等に不利益が及ぶことなく、保育現場等での対応に混乱が生じないよう、障害者差別解消法における差別の定義規定の設定、基本方針等での差別に関わる具体的な対応策について検討が必要である。

## (3) 「合理的配慮」に関わる課題

前述の通り、「合理的配慮」は障害者権利条約で特に重要視されている概念で、「合理的配慮の否定」も「障害に基づく差別」に含まれる（第2条）。これを受けて、障害者基本法、障害

者差別解消法にも関連規定がある。ただし、両法のなかに「合理的配慮」の明確な基準はなく、どこまで「配慮」するのか、それは誰が決めるのかは曖昧なままである（愼，2016: 19）。障害者差別解消法には、何が差別で、合理的配慮としてどのような措置が望ましいかという具体的な内容は、行政機関等の基本方針によって明らかにしようとしていることが明記されている（第6条）。ここから、合理的配慮は社会全体で育てていくものであり、好事例を積み重ねて共有化していくという方向性を読み取ることができるものの、事例に対する考え方によっては違いが生ずる課題が懸念される（島津，2015: 60）。

また、行政機関や民間事業者等の合理的配慮の提供にあたり、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは」という前提がある（障害者差別解消法第7・8条）。障害者権利条約では「過度の負担を課さないもの」（第2条）、障害者基本法では「その実施に伴う負担が過重でないときは」（第4条）と明記されている。この「過重（過度）の負担」を個別の事案ごとに要素を考慮した上で、総合的・客観的に判断するとしているものの、その判断はなかなか困難といえる（中井，2017: 103）。

障害者権利条約の主旨から考えると、「障害者」には社会・公共の側に「障害」に即した配慮を求める権利があり、負担が過重かどうかは、第一に権利主体である障害当事者の判断に委ねられるという見解もある（曾和，2014: 19）。さらに、実際の保育現場における「過重（過度）の負担」について、金（2017: 32）は、どのように解釈するかが課題の一つになると指摘し、「子どもの生存・発達を保障する責務が

ある保育現場においては、なおさら『過度の負担』という免責条項は極めて限定的に解釈すべき」と述べている。引き続き、「差別」や「過重（過度）の負担」の捉え方を含めた、特に「保育現場における合理的配慮のあり方」について検討が必要といえる。

### 3. インクルーシブ保育実践に携わる 保育者に関わる事項

#### (1) インクルーシブ保育実践において必要な保育者の意識

幼児期からのインクルージョン理念浸透のためには、保育者がインクルーシブ保育に関わる意識を高め、いかに効果的に実践を進めていくかが求められる。

野島（2014: 133; 153）は、自身の保育現場での実践経験を通して、「障害児と一緒にいる保育こそ本当の保育」であり、保育者は支援が必要な子どものことを把握できるよう、その子どもを好きになって排除しない姿勢（意識）を持つことが重要としている。その上で、大人社会でも「障害者が当たり前にいる社会」が実現できていないなか、実現の第一歩として、どのようにすれば障害児が設定保育（例：ハーモニカ）に参加できるのか、幼児期からクラス全員で考え合う機会設定が重要と述べている。さらに、子どもが「いろいろな人がいて楽しい」と思える経験をできるだけ多く積み重ねることが必要で、保育所における子ども同士のかかわり（例：健常児にとっての障害児とのかかわり）もその一つであるとして、このような点を保育者が意識して日々の実践を進める重要性を指摘している。

幼児期から「障害者がいて当たり前」という意識づけ（障害等への偏見変容を促す）に向け

た有効な手段の一つに、上記に述べた保育所における障害児とのかかわり等、当事者との接触体験が挙げられる。その根拠となる中心的理論に「接触理論」がある。たとえば G. W. オルポート (G. W. Allport.) (1968: 241) は次のように指摘している。「偏見は (個体の性格構造に深く根ざす場合を除いては) 共通の目標を追求する多数者集団と少数者集団との対等の地位での接触によって減少されるだろう。この効果は、接触が制度的な支援 (すなわち、法律とか慣習とかその地方のふんい気とかによる) によって是認されている場合や、さらに接触がこの二つの集団メンバー間の共通の利害や共通の人間性などについての知覚を呼び起こしているたぐいのものである場合には、おおいに高められる」。ただし、単なる障害者への慰問や表面的な交流等では、(障害者に対する) 態度形成の変容が起こるわけではない (渡邊ほか, 2016: 25)。つまり、偏見の対象者との単なる接触だけでは偏見の解消につながらず、接触体験の「質」が鍵になることを意味している。

このような点を踏まえると、保育現場でインクルーシブ保育を進めていく上での接触体験、すなわち、子ども同士のかかわり・交流は、単に障害児と健常児が同じ場所を共有するだけの表面的なものでは効果性の点であまり意義がないことが理解できる。幼児期からのインクルージョン理念浸透に向けたインクルーシブ保育実践の展開には、多様な子ども同士の育ち合い・ニーズを尊重した、子ども主体の保育への転換が求められ、関連知識・技術の向上も含めた保育者のインクルーシブ保育に関わる意識が重要となる。

## (2) 保育者のインクルーシブ保育実践に関わる専門性

保育者がインクルーシブ保育実践を展開するにあたり、その専門性を活かすことが必要となる。保育者の専門性に関しては、保育士の国家資格化 (2003 年の児童福祉法改正による)、子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況の著しい変化等、それらを背景とした保育者に求められる業務・役割の高まり等により、そのあり方が大きく問われるようになった<sup>7)</sup>。

保育所保育指針解説 (厚生労働省, 2018) では、保育所保育士の専門性について表 1 のように明記している。ここでは、保育者としての職責を遂行するための専門性向上と、職務内容に応じた専門性を高めるため、さまざまな知識・技術の修得・維持・向上が求められている点が理解できる。

保育現場側からみた保育者の専門性について、小笠原ほか (2017: 92) の調査では、受容的な姿勢や立ち居振る舞い、保護者との親密性の構築等、保育を営む上での基礎的な資質を専門性として認識していることが示されている。その上で、保育の知識・技術修得の背景にある人間としての本質的な能力、いわゆる「人間力」が求められ、その人間性と、専門性の両側面からの議論が必要としている。齊藤・守 (2020: 23) の調査・分析では、小笠原ほか (2017) の示唆した人間性にあたる資質等が基盤となり、保育実践への省察を通して学びが深まることが支持されるとともに、保育者が捉える専門性の意識は、個別性と多様性のある点が明らかになっている。

神長 (2015: 96) は、保育現場で「より高度な専門性」が発揮される場面として、保護者や地域の人々との連携構築、特別な支援を必要とする子どもへのきめ細かな対応等を挙げてい

表 1 保育所保育指針解説における保育所保育士の専門性

●保育所保育士の役割・専門性
保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。(第 1 章 1 (1) エ)
子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。 各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。(第 5 章 1 (1))
●保育所保育士に求められる主要な知識及び技術
①これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する知識及び技術
②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識及び技術
③保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識及び技術
④子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに展開していくための知識及び技術
⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識及び技術
⑥保護者等への相談、助言に関する知識及び技術

出典：厚生労働省編（2018）保育所保育指針解説（平成 30 年 3 月）、フレーベル館、p.17・p.345 を基に筆者作成

る。その上で、これら保育の現代的課題に対応していくために、その根底に子どもを理解する力、状況に応じて総合的に指導する力、保育を構想し実践する力等、保育者の基本となる専門性がより磨かれて深化することが必要と述べている。袴田ほか（2017: 2）は、インクルーシブ保育実践と要配慮児の発達の支援という観点から、保育者のスキル・専門性とは、障害のある子どももない子どもも共に活動を楽しむことができるプログラムを展開するスキルと共に、要配慮児の発達実態を把握するアセスメントを実施して保育に活用できる力、すなわち、エビデンスに基づいて保育を展開する力であるとしている。このような点を保育者がどの程度踏まえながら実践を展開できるか、インクルーシブ

保育に関わる保育者の意識とも関連する部分といえる。

#### 4. インクルーシブ保育実践に携わる保育者に関わる課題

##### (1) 保育者のインクルーシブ保育実践における意識に関わる課題

近年の保育現場では、インクルーシブ保育への転換が試みられつつあるとはいえ、未だ保育者の意識に課題がある点は否めない。たとえば、石井（2010: 118）が保育者を対象に行った調査によると、障害児の発達レベルにあった経験が不足する、参加できない活動があると感じる等、インクルーシブ保育について不安や戸

惑いを覚え、ネガティブに捉える保育者も少なくないことが指摘されている。

保育者の意識と実際の支援との乖離も一つの課題である。河合・小山（2015: 22）が実施した調査（統合保育を実践している保育者とインクルーシブ保育を実践している保育者との意識の比較）では、インクルーシブ保育を実践している保育者は、すべての子どもの保育ニーズに応えようとする意欲が見られる一方、どうしても健常児集団に障害児を入れようとする意識が出る等の回答があった。保育者が、インクルーシブ保育実践を意識しながらも、実際の具体的な実践場面では、統合保育との違い等に困惑する状況があることを理解できる。ここから、「インクルーシブ保育の理論が先行し、実践が追いついていない実態」（工藤・金，2017: 98）があるという、インクルーシブ保育実践に関わる根本的な課題がみえてくる。

2017年改正（2018年施行）の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも、未だ「インクルーシブ」の文言がないこともあり、「インクルーシブ保育」に向けての意識や実践は、園によって大きく異なるのが現状である（市川・仲本，2021b: S 220）。

多様な子ども同士の育ち合い・ニーズを尊重した、子ども主体の保育への転換が求められるなか、実際には、保育者主体の保育になっている、統合保育の域を脱していない等の課題が残る。障害児と家族の生きづらさ解消に向けて、いかに保育者が子ども同士の交流の質やインクルーシブ保育の意義等を考えながら、効果的に実践を展開できるか、保育者の意識が問われてくる。

## （2）保育者のインクルーシブ保育実践における専門性に関わる課題

保育者が、障害児や家族にとって効果的なインクルーシブ保育実践を展開していく上で、それに関わる専門知識・技術等を有しておくことが必要となる。この点に関して、山本・山根（2006: 56-57）が行ったインクルーシブ保育に関わる保育者の知識・技術の現状調査によると、インクルーシブ保育（インクルージョン）に関わる知識が「ある」「少しある」と回答した保育者の割合は、合計でも3割程度という結果であった。また、インクルージョン、障害児の援助方法やプログラム等障害に関する専門的な知識については、全般的に保育者の自己評価が低い結果となっている。これは、保育者養成課程のカリキュラムで「障害児保育」に関する学習内容が概論にとどまっていたり、指導に関わる実践的な内容を十分に学ぶことができていなかったりすることが一因と、山本・山根（2006: 57）は指摘している。

保育者養成課程における学び・専門性に関連して、「障害児保育の専門性を高める学習に留まらず、保護者への相談機能の充実など相談援助の専門性も学習させることの重要性」（園田，2019: 62）を指摘する声もある。ここは、保育所保育指針解説（厚生労働省，2018: 331; 337）にもあるように、子どもや家族の保育ニーズが一層複雑・多様化するなか、保育者にもソーシャルワークを援用した対応を求める声がある点ともつながる。障害児と家族の生きづらさ解消の観点からインクルーシブ保育実践を考えた場合、子ども・家族・地域社会等を対象とした保育ソーシャルワークも保育者が備え、実践に活かすべき専門性の一つと捉えることは可能といえる。ただし、この保育ソーシャルワークにも、定義や実践基盤の曖昧さ等、多くの課題が

ある。インクルーシブ保育実践との関連等について、保育者養成課程カリキュラムの現状・課題等とも照らし合わせ、検討の余地がある。

このように、インクルーシブ保育実践における専門性に関わる課題が挙げられるなか、根本的な課題もある。保育の質に保育者の専門性が影響するが、良質の保育を支える保育者の専門性とは何かというその内実の同定については必ずしも実証的な結果を得られておらず（秋田ほか、2008: 293）、保育者の専門性について議論を重ねながらも、その議論が深まらない、理解が広がらない（神長、2015: 94）といった点が指摘されている。インクルーシブ保育に関わる保育者の専門性を明らかにするためには、そもそも「保育者の専門性」とは何か、その確立に向けたより深化した議論が求められる。

## 5. 今後の課題

ここまで述べてきたように、インクルーシブ保育に関わる制度・政策について、障害等への差別解消に関わる法律の運用・整備、「差別」「合理的配慮」「過重（過度）の負担」の捉え方・具体性等の課題がある。実際に制度・政策の影響を受ける障害児や、その家族の生きづらさ解消につながるよう、利用者本位の視点からさらなる検討が求められるところである。

同時に、保育現場でインクルーシブ保育実践を進めていく上でも多くの課題が山積している。保育現場における子ども同士（障害児と健常児）のかかわり・交流の質、保育者のインクルーシブ保育実践に関わる意識・専門性等について、理論や先行研究等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。そもそも、インクルーシブ保育に関わる理論と実践とのつながりの希薄さ、「インクルーシブ保育」という言葉自体

の定義の曖昧さ等、根本的な課題がある点は否めない。ここは、保育者養成教育とも大きく関わる部分であり、その教育のあり方も含めて検討事項である。

今後も、本稿で挙げた事項以外の関連制度・政策、保育者の専門性等も含め、障害児と家族の生きづらさ解消に向けた効果的なインクルーシブ保育実践について検討し、一つのあり方を提示していきたい。

### 注

- 1) インクルージョンは、「社会的観点（障害児をはじめ、さまざまな人が共に生きる）」及び「障害児保育の観点（障害児・者も共に生きる）」からの捉え方がある。「社会的観点からのインクルージョンとは、障害者を排除しないで受け入れ、共に生きていこうという意味にのみ限定されるものではない。男の人も女の人も、外国の人も自国の人も、少数民族の人も『色々な人が共に』が本来の意味となる」（堀、2014: 2）。本研究での捉え方は、障害児保育の観点のみならず、社会的観点からのインクルージョンも踏まえたものである。
- 2) 障害児保育に関わる国の補助は、2003年度からは特定財源ではなく、地方交付税等の一般財源に組み込まれた。2015年度から子ども・子育て支援制度が開始されるなか、障害児保育は本制度の枠組みではなく一般財源により実施されており、実施主体の市町村が要綱等で事業内容を規定している場合が多い現状にある（山縣、2018: 136）。
- 3) 本条例は、障害のある人への差別解消を目指し、県民共通の目標としてなくすべき「差別」を具体的に定めるとともに、差別解消に向けた3つの仕組み（相談解決の仕組み等）を規定している（千葉県、online）。
- 4) 医学モデルでは、障害は個人の問題であり、病気・外傷やその他の健康状態から直線的に生じるもので、専門職による個別的な治療というかたちでの医療を必要とするものとみている。これに対して、社会モデルとは、「障害を主として社会によって作られた問題とみなし、基本的に障害のある人の社会への完全な

統合の問題としてみる。障害は個人に帰属するものではなく、諸状態の集合体であり、その多くが社会環境によって作り出されたものであるとされる」考え方を指す（世界保健機関（WHO）、2002: 18）。

- 5) 差別禁止部会は、2010年11月に障がい者制度改革推進会議の下に設置され、障害者差別禁止法に関わる議論がスタートした。障害者基本法の改正に伴い、2012年7月からは内閣府障害者政策委員会の下に置かれて議論が引き継がれ、同年9月に「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見が取りまとめられた（障害者差別解消法解説編集委員会、2014: 6）。
- 6) 障害者政策委員会差別禁止部会（2012: 4-5）では、差別の類型は、諸外国でも必ずしも同じような定義が与えられているわけではなく幅のある概念といえるが、おおまかには主に次のような場合を指すとしている。
  - ・直接差別：障害を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合。
  - ・間接差別：外形的には中立の基準、規則、慣行ではあってもそれが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる場合。
  - ・関連差別：障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合。
  - ・合理的配慮の不提供：障害者に他の者と平等な、権利の行使又は機会や待遇が確保されるには、その者の必要に応じて現状が変更されたり、調整されたりすることが必要であるにもかかわらず、そのための措置が講じられない場合。
- 7) 専門職として保育者を位置づけ、その専門性の高度化を図ろうとする議論は、2000年以降に活発化してきた。その背景には、保育現場に求められるニーズの多様化・複雑化に対し、「専門性」の高度化が追いついていないという危機認識があった点も指摘されている（吉田・鈴木・安部、2018: 82）。

## 文献

秋田喜代美・箕輪潤子・高櫻綾子（2008）保育の質研究の展望と課題。東京大学大学院教育学研究科紀要, 47: 289-305.

千葉県。障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/joureii/>, (参照日 2022年12月28日)。

外務省（2022）障害者の権利に関する条約。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, (参照日 2022年8月13日)。

G. W. オルポート著、原谷達夫・野村昭共訳（1968）偏見の心理。培風館。

袴田優子・飯村敦子・小林保子ほか（2017）要配慮児の発達を巡る保育者のスキル形成と専門性の向上に関する研究－インクルーシブ保育の実践をめざして－。保育科学研究, 8: 1-15.

浜谷直人（2021）インクルーシブ保育とはどういう保育なのか。季刊保育問題研究, 309: 8-27.

林友子（2016）乳幼児の人権に関する教育・社会活動報告。帝京科学大学教職指導研究：帝京科学大学教職センター紀要, 1(1)：245-251.

本荘明子（2013）「気になる」子どもに対する行政的支援に関する研究－5歳児健診とサポートブックを中心に－。愛知教育大学幼児教育研究, 17: 57-64.

堀智晴（2014）インクルーシブ保育の理論と実践。堀智晴・橋本好市・直島正樹編著、ソーシャルインクルージョンのための障害児保育。ミネルヴァ書房, 1-14.

市川奈緒子・仲本美央（2021 a）インクルーシブ保育に向けた個別指導計画の現状と課題－保育現場における実態調査を踏まえて－。白梅学園大学・白梅学園短期大学紀要, 57: 31-48.

市川奈緒子・仲本美央（2021 b）園長はいかに持続可能なインクルーシブ保育を創出しているのか－保育を支える陰の努力の解明－。質的心理学研究, 20(Special)：S 219-S 226.

池原毅和（2012）改正障害者基本法の意義と課題。部落解放, 655: 54-61.

池原毅和（2020）障害者差別解消法の制度的課題。都市問題, 111(5)：38-45.

石井正子（2010）インクルーシブ保育に関する保育者の認識。乳幼児教育学研究, 19: 109-120.

神長美津子（2015）専門職としての保育者。保育学研究, 53(1)：94-103.

韓昌完・井上里歩・矢野夏樹（2015）インクルーシブ保育の観点に基づいた日本の保育制度・政策の分析－インクルーシブ教育評価指標（IEAI）を用いた評価・分析－。琉球大学教育

- 学部発達支援教育実践センター紀要, 7: 9-17.
- 河合高鋭・小山望 (2015) 幼稚園におけるインクルーシブ保育への一考察－保育者の意識を対象とした分析をてがかりに－. 人間関係学研究, 20(1): 15-28.
- 川島聡 (2021) 障害者差別解消法の差別類型に関する一考察. 実践成年後見, 93: 36-44.
- 川島聡・東俊裕 (2012) 障害者の権利条約の成立. 長瀬修・東俊裕・川島聡編. 増補改訂 障害者の権利条約と日本－概要と展望－. 生活書院, 13-36.
- 金政玉 (2013) 障害者制度改革と差別禁止法－これからの課題－. 福祉のまちづくり研究, 15(2): 17-24.
- 金仙玉 (2017) これからの障害児保育に求められる「合理的配慮」の在り方を模索する. 瀬木学園紀要, 11: 25-36.
- 金仙玉 (2018) 「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」の改訂と今後の特別支援教育と障害児保育の課題についての試論的検討－障害者権利条約を手掛かりにして－. 瀬木学園紀要, 12: 79-82.
- 厚生労働省編 (2018) 保育所保育指針解説 (平成30年3月). フレーベル館.
- 工藤英美・金仙玉 (2017) 保育者のインクルーシブ保育に対する認識－保育者の意識調査の傾向より－. 生涯発達研究, 10: 95-100.
- 内閣府 (2017) 世論調査報告書 (障害者に関する世論調査 (平成29年8月調査)).  
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-shougai/index.html>, (参照日2022年8月8日).
- 中井俊雄 (2017) 障害者差別解消法の意義と課題－合理的配慮を中心に－. 臨床法務研究, 18: 93-106.
- 直島正樹 (2022) 日本におけるインクルーシブ保育の実現に向けた現状と課題－障害とインクルージョンをめぐる動向を踏まえて－. 相愛大学研究論集, 38: 1-15.
- 日本弁護士連合会 (2019) 障害者差別禁止法制の見直しを求める意見書 (2019年11月21日).  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion-report/data/2019/opinion\\_191121\\_3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion-report/data/2019/opinion_191121_3.pdf), (参照日2022年8月14日).
- 野島千恵子 (2014) 障害児保育の実践－保育所に見る実践から－. 堀智晴・橋本好市・直島正樹編著, ソーシャルインクルージョンのための障害児保育, ミネルヴァ書房, pp.132-155.
- 小笠原文孝・野崎秀正・大坪祥子ほか (2017) 保育現場の視点から捉えた「保育士の専門性」議論の再考. 保育科学研究, 8: 84-92.
- 小澤温 (2018) 障害者福祉制度の近年の動向と課題. 社会保障研究, 2(4): 442-454.
- 崔栄繁 (2022) 障害者差別解消法改正の動向と課題. 部落解放研究, 216: 51-65.
- 齊藤勇紀・守巧 (2020) 保育者が捉える保育の専門性に関する研究－同一園の保育者に対するフォーカス・グループ・インタビューからの検討－. 新潟青陵学会誌, 13(2): 14-27.
- 櫻井慶一 (2015) 保育所での「気になる子」の現状と「子ども・子育て支援新制度」の課題－近年における障害児政策の動向と関連して－. 生活科学研究, 37: 53-65.
- 佐藤博幸 (2019) 障害者差別と合理的配慮の提供の実態からみた障害者福祉の課題－「障害者差別解消法」施行下における市民意識調査をとおして－. 新潟医療福祉学会誌, 18(2): 23-35.
- 佐藤聡 (2021) 改正障害者差別解消法のポイントと今後の課題. 福祉労働, 171: 76-79.
- 世界保健機関 (WHO) (2002) ICF 国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－. 中央法規.
- 島津彰 (2015) 「障がい」と「差別」に関する一考察－「障害者差別解消法」と「小林一茶の俳句」－. 北翔大学北方圏学術情報センター年報, 7: 59-72.
- 清水浩 (2016) 我が国における障害者関連の法整備及び国の施策の変遷. 山形県立米沢女子短期大学紀要, 52: 31-39.
- 慎英弘 (2016) 合理的配慮に関する一考察. 四天王寺大学大学院研究論集, 10: 5-22.
- 障害保健福祉研究情報システム (2018) 障害者の権利に関する条約第5条：平等及び無差別に関する一般的意見第6号仮訳.  
[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/righttafter/crpd\\_gc6\\_2018\\_equality.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/righttafter/crpd_gc6_2018_equality.html), (参照日2022年8月14日).
- 障害者差別解消法解説編集委員会編 (2014) 概説 障害者差別解消法. 法律文化社.
- 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会 (2012) 障害を理由とする差別的禁止に関する法制の制定に向けて－論点に関する中間的な整理－ (平成24年3月16日).

- [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/b\\_16/pdf/s1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_16/pdf/s1.pdf), (参照日 2022 年 8 月 14 日).
- 障害者政策委員会差別禁止部会 (2012) 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見 (平成 24 年 9 月 14 日).
- <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m7y6-att/2r9852000002m8xt.pdf>, (参照日 2022 年 8 月 14 日).
- 障害者政策委員会 (2020) 障害者差別解消法の施行 3 年後見直しに関する意見 (令和 2 年 6 月 22 日).
- [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/kihon\\_keikaku/3later\\_minaoshi\\_rubinashi.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/kihon_keikaku/3later_minaoshi_rubinashi.pdf), (参照日 2022 年 8 月 14 日).
- 園田和江 (2019) 保育士養成校における発達障害児に関する意識調査—より適正で効果的なインクルーシブ保育を実践できる保育士養成のために—. 宮崎学園短期大学紀要, 11: 55-63.
- 園山繁樹・由岐中佳代子 (2000) 保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討—療育のある統合保育に向けての課題—. 社会福祉学, 41(1): 61-70.
- 曾和信一 (2014) 障がい者・児共生論についての一考察. 四條畷学園短期大学紀要, 47: 12-19.
- 杉山有沙 (2014) 障害差別禁止立法の現状と課題: 障害者基本法, 障害者差別解消法, 障害者雇用促進法に対する憲法学的考察. 社会学研究, 23: 194-209.
- 平真和 (2018) 障害者差別解消法等における「合理的配慮」および支援について—特別支援学校での「合理的配慮」の課題とこれからの指導の視点から—. 桜美林論考. 教職研究, 3: 179-186.
- 田中謙 (2020 a) 日本におけるインクルーシブ保育の導入. 尾崎康子・阿部美穂子・水内豊和編著, よくわかるインクルーシブ保育. ミネルヴァ書房, 40-41.
- 田中謙 (2020 b) インクルーシブ保育に関連する法令等. 尾崎康子・阿部美穂子・水内豊和編著, よくわかるインクルーシブ保育. ミネルヴァ書房, 46-47.
- 渡邊照美・青山芳文・稲富まどか (2016) 障害児・者との接触経験の時期および内容と障害児・者に対する態度との関連について. 教職支援センター紀要, 7: 11-28.
- 山縣文治 (2018) 子ども家庭福祉論 (第 2 版). ミネルヴァ書房.
- 山縣文治 (2021) 子どもの人権をどうまもるのか—福祉施策と実践を学ぶ—. 放送大学教育振興会.
- 山本佳代子・山根正夫 (2006) インクルーシブ保育実践における保育者の専門性に関する一考察—専門的知識と技術の観点から—. 山口県立大学社会福祉学部紀要, 12: 53-60.
- 吉田直哉・鈴木康弘・安部高太朗 (2018) 保育者の「専門性」の構造的把握をめぐる諸問題. 敬心・研究ジャーナル, 2(2): 81-89.

#### 謝辞

本稿の執筆にあたり、ご多忙のなかでご指導・ご助言をいただいた関西大学教授・山縣文治先生に深く感謝申し上げます。

#### 付記

本研究は、JSPS 科研費 19K02655 「障害等への偏見変容に向けたインクルーシブ保育と保育者養成教育のあり方に関する研究」の一環として実施したものである。また、本研究の一部を日本保育学会第 74 回大会及び第 75 回大会において発表している。